

第 10 章 高年齢雇用継続給付について

1 高年齢雇用継続給付とは

高齢化の進む中で、働く意欲と能力のある高年齢者について、60 歳から 65 歳までの雇用継続を援助・促進することを目的に創設され、平成 7 年 4 月 1 日から施行されました。（雇用保険法第 61 条～第 61 条の 3）

具体的には、60 歳以上 65 歳未満の被保険者が、原則として、60 歳時点に比べて賃金が 75%未満の賃金に低下した状態で働いている場合に、ハローワークへの支給申請により、各月に支払われた賃金の最大 15%の給付金が支給されるものです。

この高年齢雇用継続給付には、

- 1 雇用保険（基本手当等）を受給していない方を対象とした

「高年齢雇用継続基本給付金」

と

- 2 雇用保険（基本手当等）の受給中に再就職した方を対象とした

「高年齢再就職給付金」

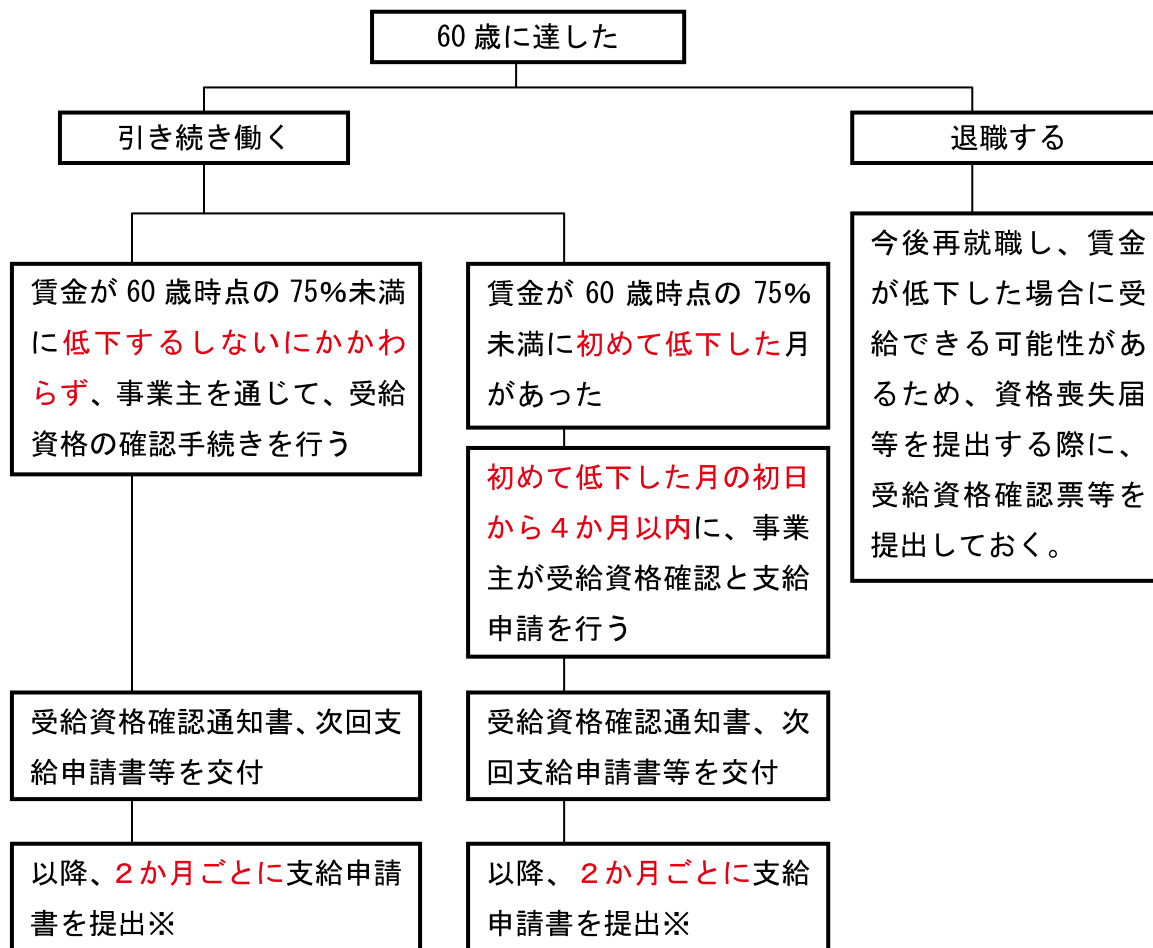
の 2 種類があります。



2 高年齢雇用継続給付の基本的な流れ

(1) 高年齢雇用継続基本給付金（以下の図は、本人に代わって事業主が手続きを行うという流れを示しています。）

◎ 60歳時点で雇用保険被保険者であった期間が5年以上である場合



※ 賃金が60歳時点の75%未満に低下しない場合には、給付金の対象となりません。

※ 一度給付金を受給すると、年金との併給調整が行われます。この場合、その後給付金が支給されない場合も削除されません。解除するためには、不支給決定を受ける必要が有ります。

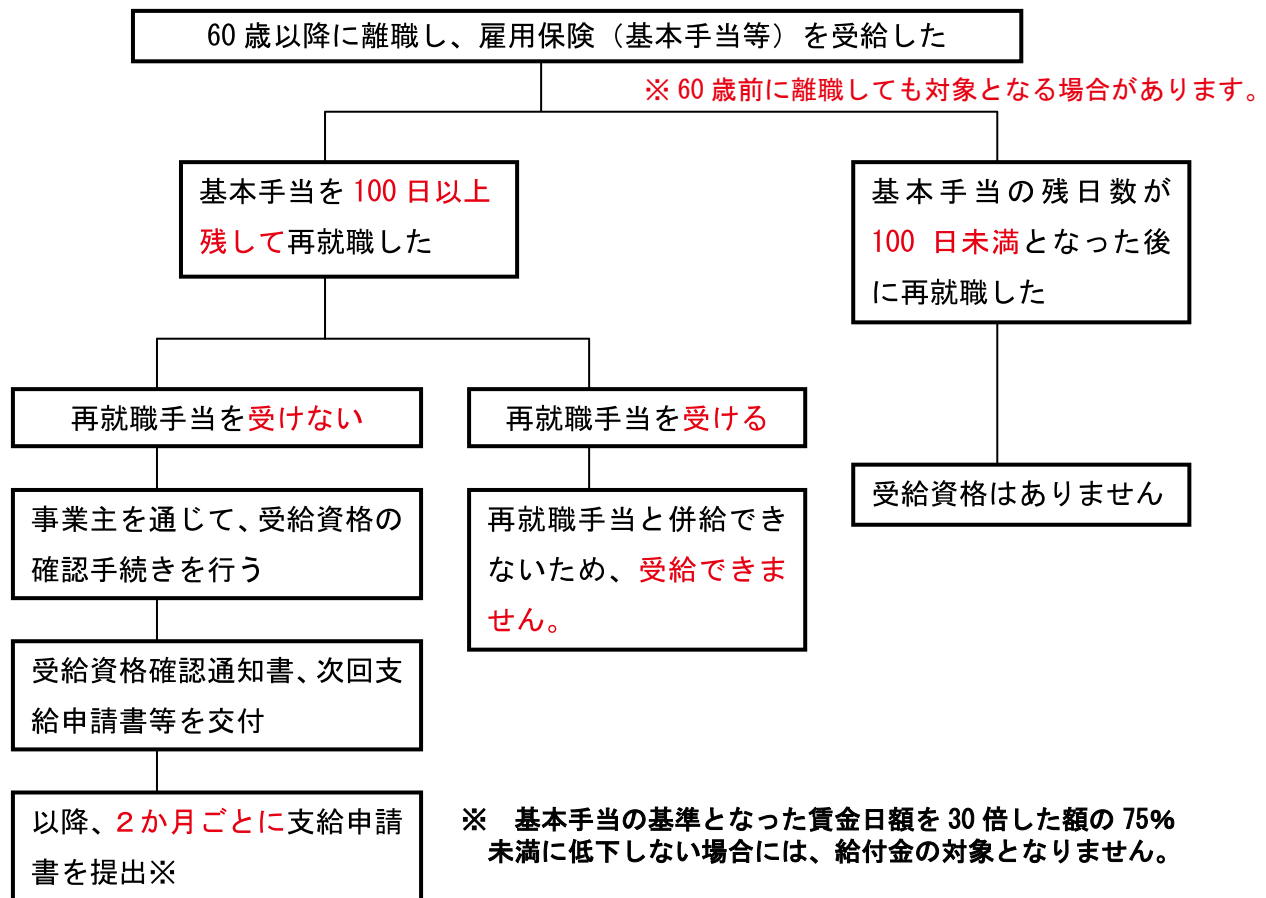
支給申請月のパターンについて

◎ 奇数月申請のケース

	3月	4月	5月	6月	7月
	申請 (1月分) (2月分)		申請 (3月分) (4月分)		申請 (5月分) (6月分)

支給申請パターンは、2か月経過後、1か月以内に申請していただく方式です。

(2) 高年齢再就職給付金（以下の図は、本人に代わって事業主が手続きを行うという流れを示しています。）



高年齢再就職給付金と再就職手当の併給調整について

お願い

高年齢再就職給付金は、再就職手当と併給ができません。

すなわち、いずれか一方を被保険者が選択していただくこととなります。いったん選択し、**支給決定を受けますと、その後の取消しや変更等はできません。**

事業主の皆様におかれましては、以下の特徴を十分ご理解のうえ、被保険者本人への慎重な選択を促していただきますようお願いいたします。

高年齢再就職給付金	再就職手当
1年または2年かけて支給(※) (支払われた賃金×最大15%)	一括で支給 (基本手当日額×残日数×60%または70%)
賃金の変動すれば給付額も変化	再就職後の賃金変動に影響されない
年金と併給調整される	年金と併給調整されない

※基本手当の支給残日数が100日以上200日未満の場合は1年間、200日以上の場合2年間が支給期間となります。

3 高年齢雇用継続基本給付金について

(1) 受給資格は・・・

① 60 歳到達日において被保険者であった場合

60 歳到達日（「60 歳の誕生日の前日」のことをいいます。）において被保険者であった場合の受給資格は次のとおりです。

イ 60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者であること。

ロ 「被保険者であった期間」が通算して 5 年以上あること。

※ 「被保険者であった期間」は、離職した日の翌日から再就職した日の前日までの期間が 1 年以内であって、この期間に雇用保険（基本手当、再就職手当等）の支給を受けていない場合に通算することができます。

雇用する被保険者が 60 歳に達し、この給付金を受けようとする場合には、その事業所の所在地を管轄するハローワークへ、受給資格確認手続及び支給申請手続を行ってください。

そこで、上記要件のいずれにも該当する場合は、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

この受給資格の確認を受けた被保険者であって、60 歳以降の各月の賃金額が、ハローワークにおいて登録された賃金月額（上限額あり）に比べて、75%未満に低下した場合に、高年齢雇用継続基本給付金を受けることができます。

※「賃金月額」とは、

原則として、60 歳到達時点の直前の完全賃金月 6 か月の間に支払われた賃金の総額を 180 で除して算定された賃金日額の 30 日分の額となります。

ここでいう「完全賃金月」とは、賃金締切日ごとに区分された 1 か月の間に一定の賃金支払基礎日数がある月を指し、具体的には、11 日以上が対象となります。

なお、賃金月額には、以下のとおり上限額及び下限額があります。算定した額が上限額を超える場合は上限額に、算定した額が下限額を下回る場合には下限額となります。

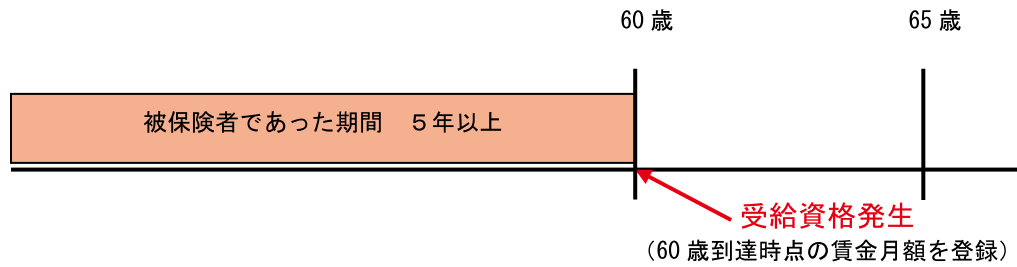
平成 30 年 8 月 1 日現在の賃金月額の上限額と下限額

上限額 472,200 円※（平成 30 年 7 月 31 日までは 469,500 円）

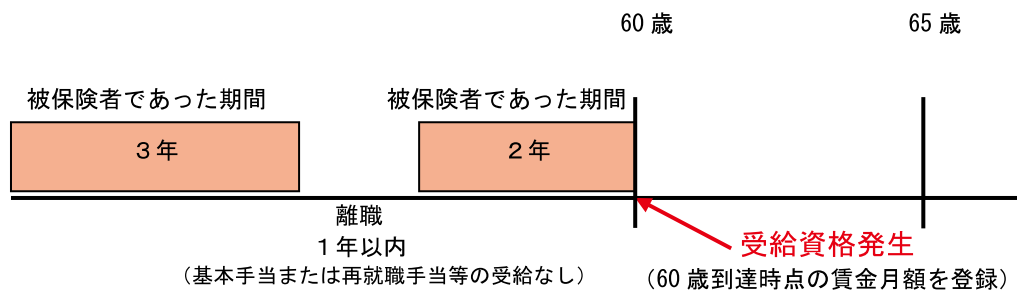
下限額 74,400 円※（平成 30 年 7 月 31 日までは 74,100 円）

※ 上限額及び下限額は、毎年 8 月 1 日に変更される場合があります。

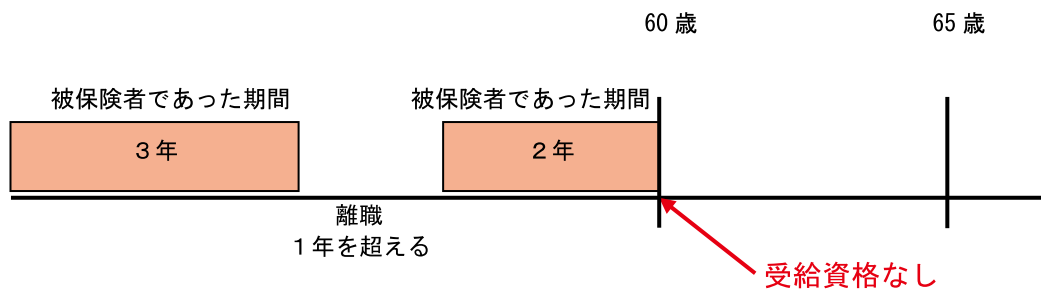
例示 1 60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



例示 2 60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



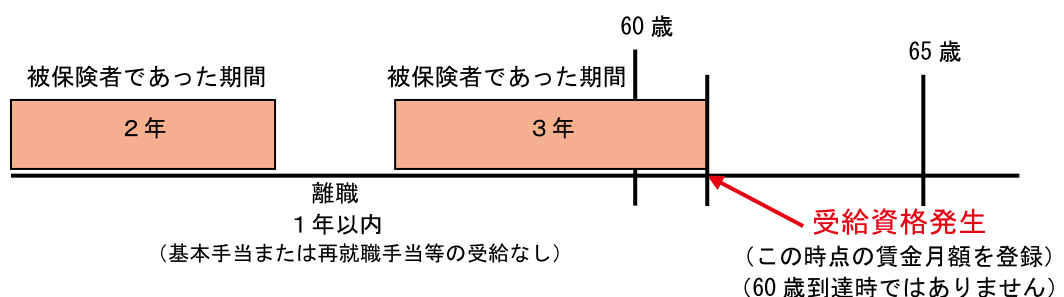
例示 3 60 歳到達時点で受給資格を満たさない場合



60 歳到達時点において被保険者であった期間が通算して 5 年に満たないため、受給資格が確認できなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした時点で、再度手続きを行うことにより、受給資格の確認を受けることができます。

この場合、受給資格を満たした時点（被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした時点）における賃金月額（上限額あり）が登録されることとなります。

例示 4 60 歳到達時以降、受給資格を満たした場合



② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

この場合でも、次の要件を満たすことにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

- イ 60歳到達前の離職した時点で、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。

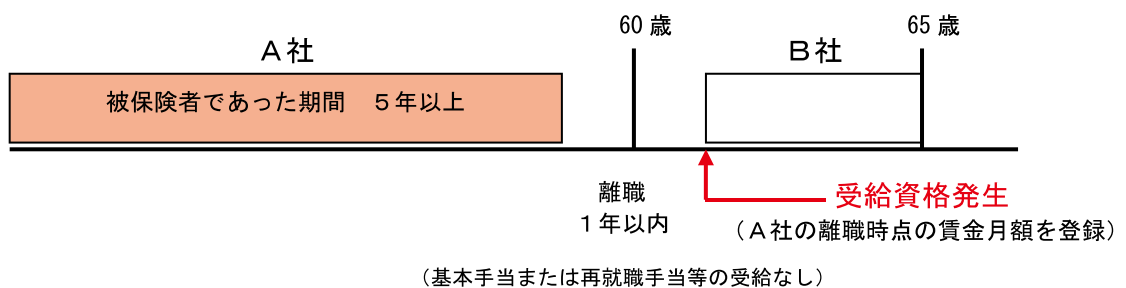
ロ 60歳到達前の離職した日の翌日が、60歳到達後に再雇用された日の前日から起算して1年以内（適用対象期間延長を行っている場合は、その延長期間内）にあること。（89ページ参照）

ハ ロの期間に雇用保険（基本手当、再就職手当等）を受給していないこと。

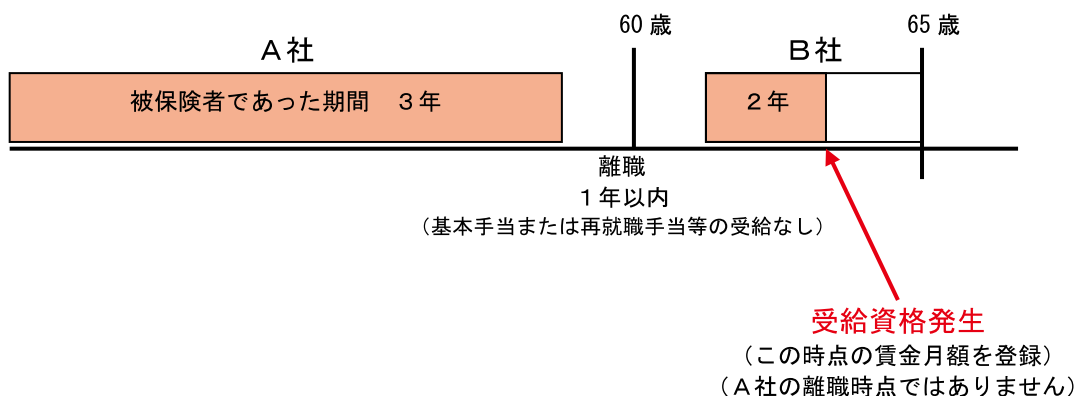
事業所を管轄するハローワークで受給資格確認の手続きを行い、受給資格が確認された場合には、60歳到達時前の離職した時点の賃金月額（上限額あり）が登録されます。

また、再就職時点で受給資格を満たさなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点において、再度受給資格の確認を受けることができます。（この場合、受給資格を満たした時点の賃金月額（上限額あり）が登録されます。）

例示 1 再就職時点で受給資格を満たした場合



例示 2 再就職時点以降に受給資格を満たした場合



(2) 支給要件は・・・

支給対象期間において、一般被保険者として雇用されている各月（暦月のことで、その月の初日から末日まで継続して被保険者であった月に限ります。）（これを「**支給対象月**」といいます。）において、次の要件を満たしている場合に支給の対象となります。

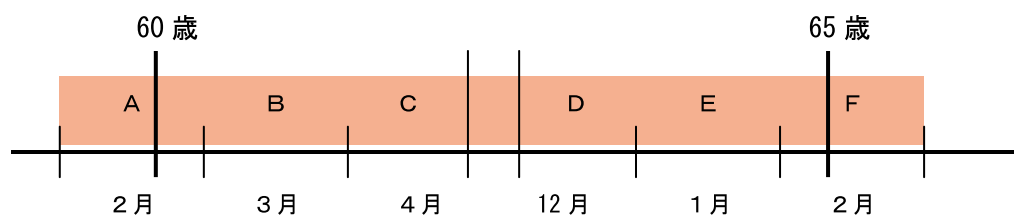
- イ 支給対象月の初日から末日まで被保険者であること
- ロ 支給対象月中に支払われた賃金が、60 歳到達時等の賃金月額額の 75%未満に低下していること。
- ハ 支給対象月中に支払われた賃金額が、**支給限度額**（＝ 359,899 円、78 ページ参照）未満であること。
- ニ 申請後、算出された基本給付金の額が、**最低限度額**（＝ 1,984 円、78 ページ参照）を超えていること。
- ホ 支給対象月の全期間にわたって、育児休業給付または介護休業給付の支給対象となっていないこと。

(3) 支給対象期間は・・・

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間は次のとおりです。

- イ 60 歳到達日の属する月から、65 歳に到達する日の属する月までの間
- ロ 60 歳到達時に受給資格を満たしていない場合は、受給資格を満たした日の属する月から
- ハ 60 歳到達時に被保険者でなかった者は、新たに被保険者資格を取得した日または受給資格を満たした日の属する月から

例示 誕生日は 2 月 20 日



解説： 例えば、誕生日が 2 月 20 日、60 歳到達時点で被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした場合は例示の A～F まだが支給対象期間となります。（A～F までの各月ごとに支給要件をそれぞれ判断していきます。）

(4) 支給額は・ ・ ・ ・ ・

- ① 支給額は、支給対象月ごとに、**賃金の低下率**〔支払われた賃金額（みなし賃金を含む）÷60歳到達時等の賃金月額×100〕に応じて、以下の計算式により決定されます。

なお、以下のとおり支給限度額及び最低限度額により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

賃金の低下率を「A」として、

イ 賃金低下率が61%以下の場合

支給額＝実際に支払われた賃金額×15%

ロ 賃金低下率〔A〕が61%を超えて75%未満の場合

$$\text{支給率〔B〕} = \frac{(-183A + 13,725)}{280A} \times 100$$

支給額＝実際に支払われた賃金額×B〔支給率〕%

ハ 賃金低下率が75%以上の場合

支給額＝支給されません。

(端数処理について)

「賃金低下率」及び「支給率」については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出、「支給額」については、小数点以下を切り捨てて算出します。

支給限度額及び最低限度額について

支給限度額 359,899 円※（平成30年7月31日までは357,864円）

支給対象月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続基本給付金の合計額が支給限度額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

最低限度額 1,984 円※（平成30年7月31日までは1,976円）

高年齢雇用継続基本給付金の支給額が、最低限度額を超えないときは、支給されません。

※ 支給限度額及び最低限度額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

【支給算出額の事例】

60 歳到達時の賃金月額が 30 万円であって、

- ① 支給対象月に支払われた賃金が 18 万円の
場合
低下率は 60% ($180,000 \div 300,000 \times 100$)
支給額 = $180,000 \times 15\% = 27,000$ 円
- ② 支給対象月に支払われた賃金が 20 万円の
場合
低下率は 66.67% ($200,000 \div 300,000 \times 100$)
支給率は 8.17% ($(-183 \times 66.67 + 13,725) \div 100 \div (280 \times 66.67)$)
支給額 = $200,000 \times 8.17 \div 100 = 16,340$ 円
- ③ 支給対象月に支払われた賃金が 24 万円の
場合
低下率が 80% ($240,000 \div 300,000 \times 100$) のため支給されません。

② 「支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付における「各月に支払われた賃金額」とは、その月に「**実際に支払われた賃金額**」のことをいいますが、その賃金額の中に、減額がある場合は、その減額のあった賃金額を加算（これを「みなし賃金額」といいます。）して、賃金の低下率を判断する場合があります。

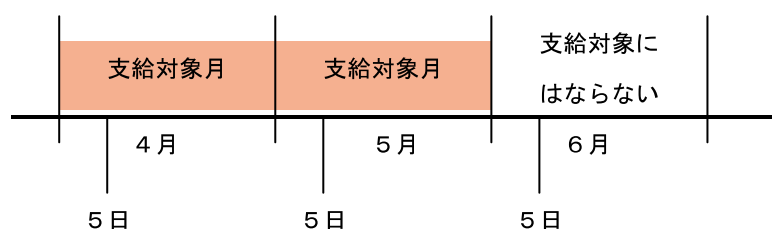
イ 「実際に支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付では、その支給決定を迅速に行うために、各月に支払われた賃金額を考えるにあたり、賃金の支払対象となった期間ではなく、「**賃金の支払日**」を基準としています。

このため、例えば以下のようなケースにおいて、「5 月に支払われた賃金額」とは、5 月 5 日に支払われた賃金となります。（5 月 5 日に支払われた賃金の対象月は 4 月ですが、実際に支払われたのが 5 月であるためです。）

なお、以下のように、5 月末日に退職した場合には、6 月 5 日に支払われた賃金は高年齢雇用継続給付の支給対象となりませんのでご注意ください。

例示 【月末賃金締切 翌月 5 日支払 5 月末日に退職】



ハ みなし賃金額について

各月に支払われた賃金が低下した理由の中には、被保険者本人や事業主に責任がある場合や、他の社会保険により保障がなされるのが適切である場合など、雇用保険により給付がなされることが適切でない場合があります。

そこで、このような理由により賃金の減額があった場合には、その減額された額が支払われたものとして、賃金の低下率を判断することとなります。

これを、「みなし賃金額」といいます。

みなし賃金額が算定される理由は、以下のとおりです。

- (イ) 被保険者の責めに帰すべき理由、本人の都合による欠勤（冠婚葬祭等の私事による欠勤も含みます。）
- (ロ) 疾病または負傷
- (ハ) 事業所の休業（休業の理由、休業の期間は問いません。）
- (ニ) 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
- (ホ) 妊娠、出産、育児 (ヘ) 介護

【注意】

- ① 「各月に実際に支払われた賃金」とは、支給対象期間中の各月に支払われた賃金をいい、支給対象期間外に支払われた賃金は対象外となります。
- ② 「みなし賃金額」は、賃金の低下率を判断する際に算出するものであり、支給額の算出にあたっては、「実際に支払われた賃金額」にその支給率を乗ずることとなります。

ロ 数か月分一括払いの通勤手当等について

本来なら各月ごとに支払われるべきところ、単に支払い事務の便宜等のため、数か月分一括して支払われる通勤手当等については、その通勤手当等の額を対象月数で除した額を、**支払いのあった月以降の各月に割り振って計上**するという特別の取扱いを行いますのでご注意ください。（ただし、端数が出た場合は、最後の月分に加算します。）

		← 支給対象月 →					
		3月	4月 到60歳 達月	5月	6月	7月	8月
通勤手当の 算入			×	×	×	① 4月～6月分の通勤手当10,000円が3月に支払われた場合	
			○	○	○	② 4月～6月分の通勤手当10,000円が4月に支払われた場合	
			○	○	○	③ 5月～7月分の通勤手当10,000円が4月に支払われた場合	

○…分割して支給 ×…支給不可

なお書き以降の説明は①となります。

なお、最初の支給対象期間の前に数か月分一括して支払われた通勤手当等については、その後の支給対象月への算入は行わないこととしていますので、併せてご注意ください。

《事例 1》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 18 万円、欠勤による賃金の減額が 3 万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、 $18 \text{ 万円} + 3 \text{ 万円} = 21 \text{ 万円}$ をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $21 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 70.00\%$ となり、支給率は 4.67% となりますので、**支給額は 18 万円 $\times 4.67\% = 8,406 \text{ 円}$** となります。

 みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

《事例 2》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 18 万円、欠勤による賃金の減額が 5 万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、 $18 \text{ 万円} + 5 \text{ 万円} = 23 \text{ 万円}$ をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $23 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 76.67\%$ となります。

実際に支払われた賃金額では、75%未満に低下していますが、欠勤による控除をしない場合の通常の賃金で低下率を算定するため、このケースでは 75%未満とならず、**不支給**となります。

《事例 3》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 15 万円、欠勤による賃金の減額が 3 万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、 $15 \text{ 万円} + 3 \text{ 万円} = 18 \text{ 万円}$ をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $18 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 60.00\%$ となります。

低下率が 61%以下となるため、**支給額は 15 万円 $\times 15\% = 22,500 \text{ 円}$** となります。

 みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

(5) 受給資格の確認と支給申請は・・・

① 60 歳到達日において被保険者であった場合

届出書類・・・「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」(＝賃金証明書)
「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続
給付支給申請書」(＝受給資格確認票)

提出期限・・・最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して 4
か月以内

届 出 先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- 賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿、雇用契約書など
- 被保険者の年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、住民票記載
事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行し
た証明書で年齢を確認できる書類）

※ 受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

イ 「賃金証明書」の提出及び受給資格確認について

被保険者が初回の支給申請手続きをする場合は、「賃金証明書」及び「受給
資格確認票」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければ
なりません。

これにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格がある場合は「高年齢雇
用継続給付受給資格確認通知書」(＝確認通知書)を、また受給資格がない場
合は、「高年齢雇用継続給付受給否認通知書」(＝否認通知書)が交付されます。

ロ 被保険者に対する通知について

(イ) 受給資格が確認された場合

ハローワークから交付された「確認通知書」には、60 歳到達時の「賃金
月額」と「賃金月額の 75%」が印字されます。(ただし、60 歳に達した時に
受給資格が否認された場合で、その後受給資格を満たしたときは、60 歳到
達時の「賃金月額」は、受給資格が確認された時点となります。)

この「確認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、被保険者に支払わ
れる賃金額が、この「確認通知書」に印字された「賃金月額の 75%」未満
に低下した場合について高年齢雇用継続給付の支給を受けることができる
旨を、通知してください。

(ロ) 受給資格が否認された場合

ハローワークから交付された「否認通知書」は、必ず被保険者に対して交
付し、「被保険者であった期間が 5 年」であることの要件を満たした場合に、
再度、受給資格の確認ができる旨を、通知してください。

なお、被保険者が引き続き雇用された場合に受給資格を満たすこととなる
予定日と、5 年の要件を満たすために不足している期間については、この「否
認通知書」の「通知内容」欄に記載されています。

ハ 次回支給申請月の指定について

「確認通知書」に添付されている「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）」は、次回支給申請すべき月を指定するもので、事業主の方に通知されます。

なお、次の支給申請月に支給要件を満たさないことが明らかな場合は、支給申請を行う必要はありませんが、支給申請を満たすか否かがはっきりしない場合には、ハローワークの窓口にご相談ください。

※ 年金の併給調整が行われている場合は、支給要件を満たさないことが明らかであっても支給申請を行い、不支給決定を受けることで、併給調整が解除されます。

- ② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

届出書類…雇用された直前の離職に係る「雇用保険被保険者離職票」（受給資格決定を受けた方は「雇用保険受給資格者証」）

「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」（以下「受給資格確認票」という。）

提出期限…被保険者として雇用された日以降速やかに、「雇用保険被保険者取得届」と同時に

届 出 先…事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの…

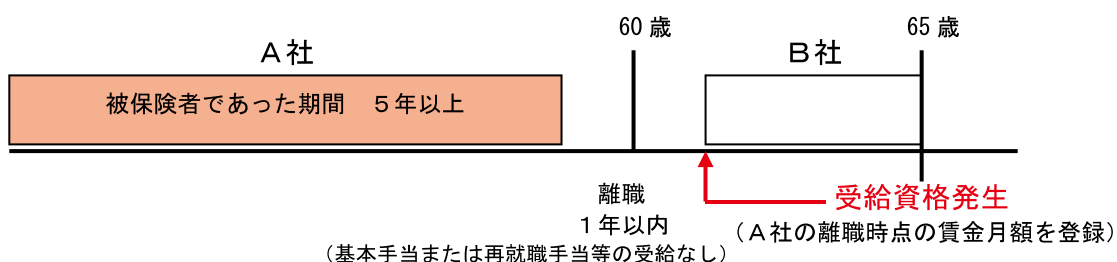
- 賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿、雇用契約書など
- 被保険者の年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類）

※ 受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

被保険者資格の喪失に基づき 60 歳到達時において被保険者でなく、かつ、雇用保険（基本手当等）の支給を受けずに、その喪失日から 1 年以内に再就職した場合は「離職票」を、雇用保険の受給資格決定を受けた場合は「雇用保険受給資格者証」を「受給資格確認票」と併せて提出してください。

これにより、高年齢雇用継続給付金の受給資格について確認（否認）を行い、今後の申請についてお知らせします。

例 示



③ 2回目以降の支給申請について

高年齢雇用継続給付の支給を受けることができるのは、支払われた賃金額が「支給資格確認通知書」または「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」に印字されている「賃金月額75%」未満に低下した月となります。

届出書類・・・「高年齢雇用継続給付支給申請書」（以下「支給申請書」という。）

提出期限・・・指定した支給申請月

届 出 先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- 支給申請書の内容が分かる書類の写し（賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿など）

④ 支給申請時期について

支給申請は、原則として2か月ごとに行うこととなります。

ハローワーク（公共職業安定所長）から、あらかじめ事業所ごとに「奇数型」と「偶数型」のいずれかを指定します。（「次回支給申請日指定通知書」に印字されています。）

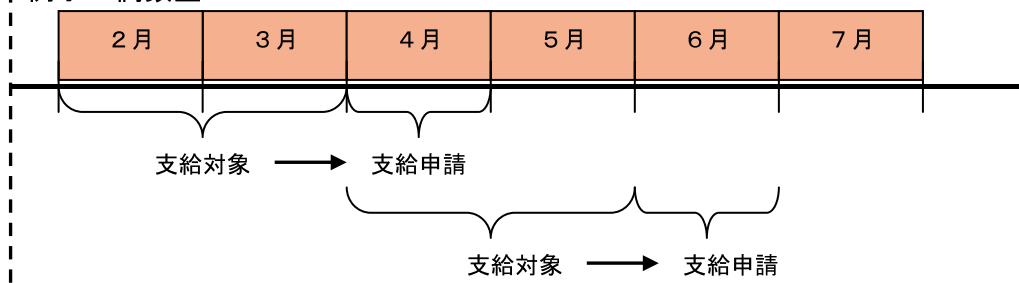
また、初回の支給申請は、最初の支給対象月の初日から起算して4か月以内に行うことができますが、支給申請月の型が指定されている事業所については、できるだけ支給申請期間内（4か月以内）の指定月（奇数型・偶数型）に初回の支給申請を行ってください。

「支給申請月」とは・・・

支給申請月は、ハローワーク（公共職業安定所長）から指定された月型は、今後、その事業所の支給申請月の型となりますが、特段の事情がない限り、この月型は変更できません。

なお、指定月が1月・3月・5月・7月・9月・11月の場合は奇数型、2月・4月・6月・8月・10月・12月の場合は偶数型と呼びます。

例示 偶数型



⑤ あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録のみを行う場合

雇用する労働者が 60 歳に到達し、以下のような場合には、初回の支給申請を行う前に「賃金証明書」と「受給資格確認票」を提出し、受給資格の確認及び賃金登録を行うことができます。

あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録の手続きを行っていただくと、次のような**メリット**がありますので、**事前の提出について出来る限りのご協力をお願いします。**

- イ 60 歳で退職する労働者に制度を周知したい。
- ロ 高年齢雇用継続給付金の受給資格があるかどうかを把握しておきたい。
- ハ 労働者が退職後、何年も経過してから賃金登録等を行うことは困難である。
- ニ あらかじめ受給資格の確認を行っておけば、労働者及び事業主にとって都合がよいと考えられる場合など。

メリット

- 事前に受給資格の確認や賃金月額が把握できる。
- 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる。
- 支給申請漏れの防止を図ることができる。

(6) 支給申請の結果は・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」と次回の支給申請の際に使用する「高年齢雇用継続給付支給申請書」を交付いたしますので、**必ず被保険者に対して交付**してください。

(7) 給付金の口座振込みは・・・

支給決定された給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています）から約 1 週間後に、申請者本人が指定した金融機関（ネット銀行は指定できません）の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は、「コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキョク」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。